

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院監事監 査規程

平成 28 年 7 月 20 日

改正 平成 30 年 3 月 30 日

(趣旨)

第 1 条 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第13条第4項の規定により監事が行う地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院(以下「法人」という。)の業務の監査(以下「監査」という。)に関しては、法令及び他に別段の定めがある場合を除き、この規程の定めるところによる。

(監査の目的)

第 2 条 監査は、法人の業務の適正かつ効率的な運営を図ること及び会計処理の適正を確保することを目的とする。

(監査の区分)

第 3 条 監査の区分は、業務監査及び会計監査とする。

(監査の種類)

第 4 条 監査の種類は、定期監査及び臨時監査とする。

2 定期監査は、第 7 条に定める監査計画に従い定期に実施する監査をいう。

3 前項の定期監査のうち、業務監査は毎事業年度少なくとも 1 回以上、会計監査は各事業年度の決算終了後速やかに行うものとする。

4 臨時監査は、監事が必要と認めたときに臨時に行う監査をいう。

(監査の方法)

第 5 条 監査は、書面及び実地により行う。

(監査事項)

第 6 条 監査は、次の各号に掲げる事項について行う。

- (1) 関係法令、業務方法書及び法人の諸規程に基づく業務の実施状況に関する事項
- (2) 中期計画、年度計画、予算、収支計画及び資金計画の実施状況に関する事項
- (3) 組織及び制度全般の運営状況に関する事項
- (4) 経営及び業務の効率化に関する事項
- (5) 決算報告書及び財務諸表の適否に関する事項

- (6) 資産の取得、管理及び処分の状況に関する事項
- (7) その他監査の目的を達成するために必要な事項
(監査計画)

第7条 監事は、毎事業年度初めに監査計画を作成し、理事長に提出するものとする。ただし、臨時監査については、この限りでない。

2 監査計画に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 監査の基本方針
- (2) 監査の対象
- (3) 監査対象部署
- (4) 監査実施期間
- (5) その他必要な事項
(監査の事務補助)

第8条 監事は、必要と認める場合は、理事長の承認を得て、法人の職員に監査に関する事務を補助させることができる。

2 前項の規定により監事の事務補助を行う者は、監査の実施に当たって知り得た事項を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(監査の実施通知)

第9条 監事は、監査計画に基づき監査を実施するときは、あらかじめ監査対象部署等の責任者に対し必要な事項を通知するものとする。

(会計監査人との連携)

第10条 監事は、会計監査人と連携し、有効かつ効率的な監査を実施するものとする。

(書類の提出等)

第11条 監事は、監査の実施に当たり、必要な書類の提出及び資料の作成並びに事実関係の説明等を求めることができる。

2 監事は、前項の資料作成の要求に際しては、可能な限り既存資料の活用を図るよう努めるものとする。

(監事の遵守事項)

第12条 監事は、監査を実施するに当たっては、常に公正不偏の態度を保持しなければならない。

2 監事は、業務上知り得た事項を正当な理由なく他に漏らしてはならない。その

職を退いた後も同様とする。

(役員及び職員の遵守事項)

第13条 役員及び職員は、監査の円滑な実施に積極的に協力するものとし、正当な理由なくこれを拒否することはできない。

(監査結果報告書の作成)

第14条 監事は、監査終了後1か月以内に、次に掲げる事項を記載した監査結果報告書を作成し、理事長に提出しなければならない。

- (1) 監査の概要
- (2) 是正又は改善を要する事項
- (3) その他必要と認める事項

2 監事は、必要があると認めるときは、前項の報告書に意見を付すことができる。

3 理事長は、第1項の報告書に基づき改善すべき事項がある場合は、速やかに改善措置を講じ、その結果を監事に報告しなければならない。

(市長への報告等)

第15条 監事は、法第13条第9項の規定により、監査の結果に基づき、市長に対して意見を提出する場合は、あらかじめ理事長にその旨を通知するものとする。

(事故又は異例事項の報告)

第16条 業務上の重大な事故又は異例の事項が発生したときは、理事長は文書又は口頭で直ちに監事に報告しなければならない。

2 監事は、前項の報告を受けた時は、その調査を行い、必要な場合には助言を行うことができる。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、監事監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日改正)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。